

旧姓に戻る場合

離婚届

令和 4 年 4 月 20 日 届出

滋賀県栗東市 長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 <b>栗東 健太</b>	妻 <b>栗東 栄子</b>			
生年月日	昭和55年 8 月 8 日	昭和60年 10 月 20 日			
住所	滋賀県草津市青地町 2000番地1	滋賀県栗東市安養寺一丁目 13番13号			
本籍	滋賀県草津市青地町2000番 1	滋賀県栗東市安養寺一丁目13番 1			
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫 <b>栗東 健太</b>	妻 <b>栗東 栄子</b>			
同居の期間	平成元 年 4 月 から 令和4 年 2 月 まで				
別居する前の住所	滋賀県栗東市安養寺一丁目13番 33 号				
別居する前の仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯				
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業			
届出人署名	夫 <b>栗東 健司</b>	妻 <b>栗東 栄子</b>			

字訂正  
字加入  
字削除

婚姻中の氏で署名してください。署名は必ず本人が自署してください。

日中連絡のとれるところ	住 定 年 月 日
電話 ( 090 ) 〇〇〇〇- x x x x	夫 . .
自宅 勤務先 呼出 ( 方 )	妻 . .

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
栗東市役所に届け出る場合、届書は1通で結構です。（その他のところに届け出る場合は、直接、提出先にお確かめください。）  
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人欄は18歳以上の方2人に、それぞれ自署してもらってください。

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名	<b>栗東 一郎</b>	<b>滋賀 弘</b>
生年月日	昭和30年 2 月 3 日	昭和32年 5 月 15 日
住所	滋賀県草津市青地町 2000番地 1	滋賀県栗東市下戸山1500番地1
本籍	滋賀県草津市青地町 2000番 1	滋賀県大津市京町十丁目 1番 1番


□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

本籍地が栗東市でない場合は戸籍謄本が必要です。



同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
  - 面会交流について取決めをしている。
    - 面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること
  - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
  - 養育費の分担について取決めをしている。
    - 取決め方法：( 公正証書 それ以外 )
  - まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画 

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

Q 法務省 離婚  法務省作成のパンフレット 

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。なお、離婚届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。就業時間以外（土曜日、日曜日、祝日等）の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。

離婚届を持参する人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちください。